



「アニーリングマシン利用環境の調達（2025 年度用その 1）」
に係る事前確認公募

公 募 要 領

2025 年 7 月 1 日

独立行政法人 情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、未踏ターゲット事業に係る「アニーリングマシン利用環境の調達（2025年度用その1）」を実施するにあたり、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続きに移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 本件の概要

(1) 名称

「アニーリングマシン利用環境の調達（2025年度用その1）」

(2) 契約期間

2025年8月1日から2026年2月27日

(3) 概要

IPAでは、中長期的視点で革新的な次世代ITを活用して世の中を抜本的に変えていけるような先進的IT人材の発掘・育成を目指す「未踏ターゲット事業」を2018年度から実施しており、今年度の具体的なターゲット分野として、「アニーリングマシン」と呼ばれるコンピュータを活用するソフトウェアの開発等に取り組もうとする人材を採択した。

本件は、2025年度に採択した同分野に取り組む人材に対し、アニーリングマシンの利用環境を提供するため、「アニーリングマシン利用環境の調達（2025年度用その1）」を実施する。

具体的な業務の内容については、別紙「仕様書」参照のこと。

2. 応募要件

- (1) 応募者は、法人格を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者であること。資格を有しない場合は、登記簿謄本、納税証明書、営業経歴書および財務諸表を提出し、参加を認められた者であること。
- (5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。
- (8) 守秘性に関する要件
本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (9) 業務執行体制に関する要件
別紙「仕様書」参照

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

デジタル基盤センター イノベーション部 担当：長澤、武田

電話番号：03-5978-7504

E-mail: disc-mitoutg2025qc-koubo@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 17 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 本件の概要」及び別紙「仕様書」に記載のアニーリングマシンの利用環境提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2025 年 7 月 11 日（金）17 時 00 分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式 1）
- ② 別紙「仕様書」に記載のアニーリングマシンの利用環境提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 令和 7・8・9 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

【上記の資格を有しない場合】

登記簿謄本（商業登記法第 6 条第 5 号から第 9 号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本）、納税証明書（その 3 の 3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）、営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類）及び財務諸表類（直近 2 年間の営業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）の原本又は写し

※登記簿謄本及び納税証明書は発行日から 3 か月以内のものに限る。

- ④ 委任状（必要な場合）
- ⑤ 会社概要（様式 2）

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表（注）するものとする。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（５）実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 齊藤 裕 殿

提出者 〒
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

「アニーリングマシン利用環境の調達（2025年度用その1）」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)
サイズ:A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会 社 名					
代 表 者 氏 名		URL			
本 社 住 所	〒				
設 立 年 月	西暦	年	月	主 取 引 銀 行	
資 本 金	百万円		資 本 系 列		
従 業 員 数	人		加 盟 協 会		
会社の沿革：					
主要役員（非常勤は役職の 前に○印を記す）	氏 名	年令	役職名	担当部門	学 歴 ・ 略 歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主 要 株 主	株 主 名		持株数	構成比（％）	貴社との関係
				％	
				％	
				％	
				％	
				％	
				％	
関 連 企 業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒			
	所属・氏名	TEL :		
		FAX :		
		E-mail :		
業 績	期 項目	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期末処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無	有・無

仕様書

1. 件名

「アニーリングマシン利用環境の調達（2025 年度用その 1）」

2. 背景・目的

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、中長期視点で、革新的な次世代 IT を活用して世の中を抜本的に変えていけるような先進分野 IT 人材の発掘・育成が重要と考え、これら人材の発掘・育成を目的とする「未踏ターゲット事業」を 2018 年度から実施してきた。

本調達では、2025 年度に採択した、同分野に取り組む人材に対して「アニーリングマシン」の利用環境を提供し、「アニーリングマシン向けソフトウェア開発等」に取り組むための支援を行うことを目的とする。

3. 利用期間

2025 年 8 月 1 日（金）より 2026 年 2 月 27 日（金）

4. アニーリングマシン利用環境の要件

以下の各項目の内容をすべて満たす利用環境であること。

(1) アニーリングマシンの要件

- ・主に組み合わせ最適化問題を高速に解くことができる量子アニーリングシステムであること
- ・利用者がインターネット接続環境下で利用可能であること
- ・ソフトウェア開発に使用可能な環境が整備されていること
- ・15 人以上での利用が可能であること
- ・4,400 量子ビット以上のハードウェアを実装していること
- ・量子及び古典的コンピュータリソースを組み合わせ、最大 1,000,000 個の変数が取り扱えること
- ・結合グラフは非完全グラフであること
- ・契約期間において、可能な限り最新スペックのマシンを提供できること

(2) 利用者環境での動作要件

以下の条件で動作可能であること。

- ・OS：64-bit Windows 10/11、macOS Big Sur 11 以降（Xcode 12.5.1 以降）のいずれかで利用可能
- ・WEB ブラウザ：Google Chrome、Safari いずれかで利用可能

(3) 稼働時間の要件

契約期間中、アニーリングマシンのメンテナンス時間を除き、利用者が常時利用可能であること

(4) サポート体制に関する要件

- ・アニーリングマシンの利用方法や不具合発生時などにおいて、利用者からの質問に回答可能な体制を有すること
- ・回答は2営業日以内を目処に、電子メール、電話等による返信が可能であること

以上